

（傍線部分は今回改正部分）

改
正
案

3 2 第五十八条（略）

第公船すで共定船条、し並びに第百八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定、船員法第三条の規定は、職員にこれらの人間の行為に適用しない。ただし、労働基準法第百二条の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定は、職員にこれらの人間の行為に適用する。ただし、労働基準法第百二条の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定は、職員にこれらの人間の行為に適用しない。

二務員法第一項に規定する者以外の職員に、同法第七十五条までに掲げる事業並びに十地及び事方の規定は、一で十地及び事方の規定に七定関用号（略）

現
行

3 2 第五十八条（略）

法までに第令法る定準の律部、法部分の規定は、職員にこれらの人間の行為に適用しない。ただし、労働基準法第百二条の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定は、職員にこれらの人間の行為に適用する。ただし、労働基準法第百二条の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定は、職員にこれらの人間の行為に適用しない。

二務員法第一項に規定する者以外の職員に、同法第七十五条までに掲げる事業並びに十地及び事方の規定は、一で十地及び事方の規定に七定関用号（略）

する。
する。

職員に関しては、労働基準法第三十二条の二第一項
中「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織
する労働組合がある場合においてはその労働組合、労
働者の過半数で組織する労働組合がない場合において
は労働者の過半数を代表する者との書面による協定にて
は労働者との過半数を代表する者との書面による協定にて
より、又は「とあるのは「使用者は、」と、同法第三
十四条第二項ただし書中「当該事業場に、労働者の過
半数で組織する労働組合がある場合においてはその労
働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場
合においては労働者の過半数を代表する者との書面にて
る協定があるときは「とあるのは「条例に特別の定
めがある場合は」と、同法第三十七条第三項中「使用
者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働
組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組
織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表す
る者との書面による協定により」とあるのは「使用者
が」と、同法第三十九条第四項中「当該事業場に、労
働組合、労働者の過半数で組織する労働組合があるとき
は労働者の範囲に属する労働組合がある場合においては
、これら規定にかかると認められるときは「前二項の規
定により」とあるのは「前三項の規定にかかるわざ
、特に必要があると認められるときは、」とする。

職員に関しては適用する。
職員に関しては、労働基準法第三十二条の二第一項
中「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織
する労働組合がある場合においてはその労働組合、労
働者の過半数で組織する労働組合がない場合において
は労働者の過半数を代表する者との書面による協定にて
は労働者との過半数を代表する者との書面による協定にて
より、又は「とあるのは「使用者は、」と、同法第三
十四条第二項ただし書中「当該事業場に、労働者の過
半数で組織する労働組合がある場合においてはその労
働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場
合においては労働者の過半数を代表する者との書面にて
る協定があるときは「とあるのは「条例に特別の定
めがある場合は」と、同法第三十七条第三項中「使用
者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働
組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組
織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表す
る者との書面による協定により」とあるのは「使用者
が」と、同法第三十九条第四項中「当該事業場に、労
働組合、労働者の過半数で組織する労働組合があるとき
は労働者の範囲に属する労働組合がある場合においては
、これら規定にかかると認められるときは「前二項の規
定により」とあるのは「前三項の規定にかかるわざ
、特に必要があると認められるときは、」とする。